

序章 改定にあたり

1. これまでの景観行政

平塚市では、都市景観の形成を図る指針として、平成3年度に「平塚市都市景観基本計画」を策定しました。この計画を推進するため、平塚らしい個性的で印象深い湘南の都市づくりを図り、もって豊かな人間性と地域文化の育成に寄与することを目的とした「湘南ひらつか都市景観づくり要綱」を平成5年度から施行し、建築物や工作物などを建設する際の協議・届出を行うしくみなどを定めています。

2. 計画改定の背景

湘南ひらつか都市景観づくり要綱の約15年間の運用により、景観に対する意識が市民生活に徐々に浸透し、景観づくりの取り組みが市内各地で行われている一方で、景観に対する配慮が十分ではない大規模な建築や開発も行われています。また、法的根拠を持たない要綱では、景観形成に対する十分な規制・誘導を行うことができませんでした。

このような状況が全国各地で起こっていることから、平成16年12月17日に、我が国で初めての景観に関する総合的な法律「景観法」が施行されました。この景観法により、地方自治体は、より一層景観行政を推進することが可能となりました。

このように、「景観は、現在及び将来にわたる国民共通の資産である」という、景観そのものを正面から捉えた法制度が成立し、平塚市においても、より一層景観行政を推進するため、これまでの計画を見直ししながら、景観法に基づく諸制度を盛り込む景観計画を策定するものです。

3. 計画改定のポイント

(1) 平塚市の景観特性の把握、整理を行うこと

平塚らしい良好な景観の形成に向けて、市の誇る多様な景観特性の良さを一つひとつ伸ばしていくことがとても大切であると考えます。

そこで平塚の多様な景観特性について、「自然地形の目鼻立ちを特徴付ける景観」「平塚市の成り立ちの表れた景観」「人々の活動が彩る暮らしの景観」の3つの視点から見直しを行い、景観の特性を体系的に捉えるとともに、景観づくりの方針を整理します。

(2) 法的根拠を持たせること

平塚市都市景観基本計画を景観法に基づく景観計画に改定し、景観条例と合わせて、これまで取り組んできた景観形成モデル地区の活動や届出制度などの景観施策に法的根拠を持たせるしくみを整理します。

(3) 景観づくりの基本計画を目指すこと

長期的な視点で整理を行う景観特性や景観づくりのテーマ、基本目標といった景観づくりの基本的部分と、今後の市民意識の高まりや社会状況の変化に応じて、内容を充実させていく多面的な取組施策をあわせた、景観づくりの基本計画となることを目指します。